違反行為を犯さず 効果的な広告を出せる弁護士になる!

弁護士業務広告 の落とし穴

深澤諭史[著]

A5判/188頁 定価:本体2,500円+税



基本概念から コンテンツ作成まで 徹底解説!

弁護士の 業務広告にまつわる トラブルを同辟!

弁護士自身が広告のルールやリスクを正しく理解し 違反を犯さず効果的な広告を出せる 弁護士になるための一冊。

本書の特色

- 弁護士が業務広告を出すに当たって、具体的 にどのような方法が適切かつ違反やリスクが ないか、Q&A形式で分かりやすく解説!
- 弁護士の業務広告に関する規程についての 正しい知識を得ることができます!
- 違反広告とならず、かつ、依頼者から信頼さ れ、集客に結び付くような効果的な業務広告 の出し方を理解することができます!
- WEB広告を中心に、昨今頻出している違反 事例やリスクを具体的なケースを通じて知る ことができます!

非弁対策 Q8A

深澤諭史 [著] 『これって非弁提携? 弁護士のための非弁対策Q&A』 も好評発売中!!



基本概念からコンテンツ作成まで徹底解説!

次

第1 弁護士業務広告とは

- 1 はじめに-本書について
- 2 広告が弁護士界にやってきた
- 3 弁護士広告の基本概念を理解する
- 4 Facebook、Twitter等のSNSと広告規制

第2 規制の現状

- 1 弁護士広告の規制にはどのようなものがあるか
- 2 非弁提携との関係は
- 3 違反についての調査・指導について
- 4 違反事例の現状

第3 よくある違反広告

- 1 はじめに-規制を遵守しながらでも良い広告はつくれる
- 2 弁護士会の記載がない
- 3 不適切実績表示
- 4 「○○に強い」という表現
- 5 事例の表示
- 6 名称の無断使用
- 7 国選弁護に関する不適切表示
- 8 結果を請け合う、あるいは過度な期待を抱かせる広告
- 9 「専門」表示の問題
- 10 ネットでもサクラ

第4 その他の注意点

- 1 立証責任の転換
- 2 広告の写しの3年間の保存義務
- 3 「営業」活動と弁護士
- 4 インターネット広告経由の相談者対応

■第6■ 良い広告・効果的な広告を目指して

- 1 広告の公益的価値と顧客獲得
- 2 弁護士がやるべきことはコンテンツの作成
- 3 コンテンツ作成に特別な技術はいらない
 - 4 コンテンツ作成のコツ
- 5 依頼者の視点から

第3 よくある違反広告

不適切実績表示

(1) 実績って何だろう

Q21 広告に「実績」を記載するときの注意点を教えてください。

「実績」として表示する場合には、真に実績というに足りる 程度の成果であることが必要です。特に弁護士に依頼しなくて も達成できる程度の成果を実績として特別に表示することは、 誤導(弁護士の業務広告に関する規程3条2号)に当たる可能 性があります。弁護士に依頼したり、法律上当然に弁護士が付 されたりするケースにおいて、通常の水準の弁護士であれば当 然に達成できる程度の結果について実績として表示することに ついても同様の問題が生じ得ます。

解説

弁護士の業務広告に関する規程3条2号(広告」を、同条3号は、「誇大又は過度な期 禁じています。

実績というのは、その弁護士の特別な成り な能力を示すものです。したがって、それ は弁護士に依頼をしなくても達成できるよ るいは特別な結果ではないのにもかかわら

(1) 事例の掲載と守秘義務と真実義務

事例の表示

Q28 過去に取り扱った事件を実例として表示することのメリット

5 事例の表示

Q29 過去に取り扱った事件を実績等として掲載しようと思うので すが、気をつけるべきことを教えてください。

実績として表示をすれば説得力がありますし、制度や手続を 説明する際は実感が湧いてわかりやすくなります。

①守秘義務に反せず、②依頼者やそれ以外の関係者の利益を 害さず、さらに③虚偽広告にならないように留意すべきです。 ①については、当事者を匿名化し事件も抽象化することが必要 です。イニシャルにするだけでは不十分でしょう。また、②に ついても注意が必要です。企業秘密が関係する事件や、性犯罪 など特にセンシティブな事件では、依頼者が特定されない場合 でも、それを想起させるような事実を明らかにすることには問 顕があります。一方で、実際にあった例として表示をする以上 は、「基になる事件」を本当に取り扱ったという事実が必要で

第5 弁護士の「ための」注意点

- 1 広告業者の勧誘合戦
- 2 広告費用の増大に要注意
- 3 「良い」「誠実な」インターネット広告業者の見分け方
- 4 SEO対策サービスの利用は慎重に
- 5 業者の語る「問い合わせ件数」のトリック
- 6 業者に「依頼後」のこと

詳細・お申し込みはコチラ <クレジットカードでもお支払いいただけます>